

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

整理番号 (管理番号)	27 27)
----------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。

当団体における令和2~4年実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間 500 件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間 10,000 件以上、及び個人事業税に係る請求について年間 100 件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間 29,000 件程度の公用請求を行っている。

【支障事例】

郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の2第2項、第 118 条、第 120 条の2第1項第2号、地方税法第 14 条の 18、第 20 条の 11、第 72 条の 50、第 146 条、第 343 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報は高い機微度を有するものであります、地方税法第20条の11において、徴税吏員は、「官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」旨が規定されており、納税義務者の相続人を特定する目的で戸籍謄本を請求することは当然可能であることからすれば、戸籍情報連携システムの利用により戸籍情報を閲覧することについても、地方税法上許容されるものであると考えます。また、住民基本台帳上の情報については、住民基本台帳事務を取り扱わない団体においても、総務省令で定める事務について住民基本台帳ネットワーク検索による情報取得が可能となっております。これをふまると、戸籍事務を取り扱わない団体であることを理由として、戸籍情報連携システムを利用できることとする必要性は低いものと考えます。

これらのことから、一定のセキュリティを担保した上で、戸籍情報連携システムを都道府県が利用することについて再度検討をお願いします。

現在、同一税目の賦課徴収業務を行っているにも関わらず、市町村は広域交付による公用請求が可能である一方、東京都はそれを行うことができず、事務負担が重くなっています。また、都に限らず、郵送による公用請求では相続人特定のために多くの時間と郵便費用を浪費しているのが実情であり、請求先となる自治体でも戸籍謄本の発行事務の負担が重くなっています。

都道府県においても戸籍情報連携システムの利用が可能になることで、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資することができます。仮に利用が困難な場合においても、戸籍の公用請求事務に対し、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資する他の措置の検討をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の扱い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。こうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

同システムを所管する法務省は、地方税事務を所管する総務省の意見を聞きながら、課題解決に資する具体的な提案を2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

都道府県の地方税の賦課徴収事務における戸籍証明書の取得に係る負担を軽減するため、同一市区町村内で完結する場合に限定している広域交付の公用請求について、市区町村の事務手続の負担を考慮しつつ、都道府県がこれを行うことができるような方策の検討を進めてまいりたい。これにより、同一の対象者に対して複数の本籍地市区町村に請求を行う必要がなくなることから、必要な戸籍証明書の取得に係る負担が軽減されるものと考える。ただし、事実上、広域交付の公用請求が可能となる主体が増えることから、市区町村の事務手続の負担の考慮とともに、利用状況を踏まえながら費用負担策についても検討する必要がある。

なお、都道府県職員が戸籍情報連携システムを直接使用することについて、まず、戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしており(戸籍法第10条の2第2項)、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行うことによって個人情報の保護に関する国民の感情に配慮しているところである(市区町村の戸籍事務担当職員以外の者が利用することは認められない。)。そして、現在、市区町村の戸籍事務担当職員は、それぞれが構築・設置している戸籍情報システムを介して戸籍情報連携システムに接続し、市区町村間にまたがる戸籍事務の処理を行っている。仮にこの戸籍情報連携システムを直接使用するとした場合には、市区町村職員の戸籍事務担当職員と同じ操作が可能となることから、本来であれば戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で戸籍証明書の交付を行うべきところ、それを経ることなく戸籍の情報を利用することが可能となってしまうことなどを踏まえると、都道府県の職員による戸籍情報連携システムの使用を認めるることは困難である。

＜参考＞

○戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第2項

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。